

# 青の煌めきあおもり国スポ六戸町消防防災業務 実施計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、第80回国民スポーツ大会市町村警備・消防防災業務推進指針に基づき、第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)競技会の開催に伴う消防防災体制および活動要領等を定め、火災その他の災害(以下「火災等」という。)の未然防止および発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等(以下「国スポ参加者」という。)の安全を確保することを目的とする。

### (諸規定との関係)

第2条 競技会等における消防防災業務は、消防法等関係規定、競技会等関係施設の防火防災管理者(以下「各施設防火防災管理者」という。)が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

### (実施機関)

第3条 六戸町が設置する実施本部(以下「実施本部」という。)は、消防、警察、六戸町防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等(以下「消防防災関係機関」という。)および各施設防火防災管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

### (消防防災業務)

第4条 この計画における消防防災業務は、次のとおりとする。

- (1)火災等の予防、警戒および発生時の初期消火活動
- (2)火気等使用場所の指定
- (3)火災等発生時の消防防災関係機関への通報
- (4)火災等の情報収集および実施本部各班への連絡
- (5)救急・救助および医療機関等の協力による救急医療の実施
- (6)避難路、避難場所の確保および緊急時の避難誘導
- (7)会場定員管理
- (8)緊急車両(消防ポンプ車、救急自動車等)の配備
- (9)緊急車両等出動時の会場内の整理・誘導および通行路の確保
- (10)消防防災業務および医療業務に必要な装備資器材の配備
- (11)会場内外の消火栓設備、消火器の点検と封印等の確認
- (12)火災報知機の誤発報等による妨害行為の警戒
- (13)通信体制の確立と通信手段の確保
- (14)その他必要な消防防災業務

## 第2章 火災等予防管理

### (火気等使用予防管理)

第5条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設防

火防災管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1)火気等の使用場所の決定

喫煙所および火気設備機器等の使用場所は、各施設防火防災管理者と協議の上、決定する。

(2)各施設防火防災管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設防火防災管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置又は変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 催物施設整備での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第6条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

(1)喫煙は喫煙所で行うこと。

(2)電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

(3)火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。

(4)火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。

(5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 国スポに関係する全ての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

(1)入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。

(2)防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(3)消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

### 第3章 競技会会場における活動

(実施期日および実施場所)

第7条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	開催場所
青の煌めきあおもり国スポ 軟式野球競技会	令和8年 10月 11日(日) 12日(月祝) 13日(火)	【競技会場名】 ・六戸町総合運動公園 および周辺 ・その他関係施設

(組織および任務)

第8条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、「六戸町警備・消防本部」および「六戸町警備・消防現地本部」を設置し、別表第1および別表第2のとおり本部員(六戸町職員および六戸町実行委員会事務局職員をいう。)および警戒員(競技会補助

員、ボランティアスタッフおよび委託警備会社業務員をいう。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

- 2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する臨時消防防災組織を臨時消防防災組織編制表(別表第3)のとおり編制する。

(関係機関等との連携)

第9条 警備・消防本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第10条 警備・消防本部は、消防防災関係機関、各施設防火防災管理者および実施本部各班と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を予防管理・点検・措置結果報告書(様式第1号)により、警備・消防本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備・消防本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部各部および消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正・改善を行う。

(4) 記録

警備・消防本部は、是正又は措置の結果および警備・消防本部が執った措置を同報告書に記録する。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、警備・消防本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における活動)

第 12 条 警備・消防本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設防火防災管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 警備・消防本部は、火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について通信記録(様式第2号)に記録するとともに、本部員および警戒員を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 警備・消防本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等発生状況報告書(様式第3号)により火災等の発生の内容を把握する。

ウ 警備・消防本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 警備・消防本部における措置

(ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。

(イ) 火災等発生場所以外の本部員および警戒員を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。

(ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集および実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。

(エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。

(オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

(ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。

(イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。

(ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。

(オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は警備・消防本部への連絡を行う。

(カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、臨時消防防災組織編制表に基づく任務分担に従い、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関又は救護担当班の活動を支援する。

(非常放送)

第 13 条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1)各施設防火防災管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ施設防火防災管理者と協議する。

(2)非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第 14 条 避難場所は、別表第3のとおりとする。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第 15 条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第 16 条 警備・消防本部および消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

## 第4章 教育・訓練

(教育・訓練の実施)

第 17 条 実施本部は、競技会等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、国スポ開催前の適切な時期に、業務に関する教育および事前訓練を実施する。

(教育・訓練内容)

第 18 条 教育および訓練の内容は、次のとおりとする。

(1)教育

- ア 国スポにおける消防防災業務に関すること。
- イ 競技会等消防防災業務マニュアルの周知徹底に関すること。
- ウ 警備・消防本部および臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- エ その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

(2)訓練内容

- ア 火災等の情報収集、伝達および通報訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 通信機器取扱訓練
- カ その他必要と認める事項

## 第5章 雑則

(委任)

第19条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、実施本部長が別に定める。

別表第1(第8条関係)

六戸町警備・消防本部編制表

編 制	任 務 区 分
<p>本部長 (総務班長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> <li>○ 本部員の管理(教育・訓練含む)</li> </ul>
<p>本部員 (警備・消防係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主警備・消防防災業務の管理</li> <li>○ 警備・消防現地本部の管理</li> <li>○ 業務員の管理(教育・訓練含む)</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関との調整</li> <li>○ 持込禁止物・禁止行為等の指定</li> <li>○ 金属探知器検査・手荷物検査場所(入場口)の設置</li> <li>○ 持込禁止物一時預かり所・飲料移し替え所の設置</li> <li>○ 消防署に対する配置・配備依頼</li> <li>○ 施設防火管理者との非常放送に関する協議</li> <li>○ 実施本部各班および自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ その他必要な業務</li> </ul>

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

別表第2(第8条関係)

六戸町警備・消防現地本部編制表

編 制		任 務 区 分
<p>現地本部長 (警備・消防係長)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軟式野球競技会等自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用</li> </ul>
<p>本 部 員 ・ 警 戒 員</p>	<p>警備消防係 (警備・消防係員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者および不審物件の発見時における速報と適切な初期対応</li> <li>○ 救急・救助、救護活動</li> <li>○ 関係者以外の立入禁止区域への侵入防止</li> <li>○ 避難通路の確保および避難誘導</li> <li>○ 実施本部各班および自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 人の混雑が予想される場所又は、来場者が過密となり事故発生のおそれがある場合における事故防止のための雑踏警備</li> <li>○ 各種事件事故および火災等発生時の初期対応と現場活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案等の早期鎮圧活動、初期消火活動</li> <li>・被害の拡大防止および二次被害の防止</li> <li>・負傷者等の救護活動と事案等関係者の確保</li> <li>・自主警備・消防防災関係機関が行う現場活動への支援・協力および現場周辺の雑踏警備</li> </ul> </li> <li>○ 火災等の警戒および消防用設備の点検・確認</li> <li>○ 大規模災害等発生時の対応業務と実施本部各班との連絡調整</li> <li>○ 気象情報、火災・災害情報等の収集活動と実施本部各班への伝達</li> <li>○ 会場周辺および会場内における交通誘導整理</li> <li>○ 会場周辺における交通状況および輸送状況の把握</li> <li>○ 委託警備会社への指示と活動状況の把握</li> <li>○ その他必要な業務</li> <li>○ 金属探知器検査、手荷物検査場所における持込禁止物の発見</li> <li>○ 途中退場者の再入場時における手荷物再検査の徹底</li> <li>○ 入退場者数、式典会場内来会者数および会場定員の管理</li> <li>○ 入場口等の混雑状況の把握</li> <li>○ その他必要な業務</li> </ul>

※1 自主警備・消防防災関係機関とは警察、消防、県防災担当部局、自衛消防組織(施設管理者)、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。

別表第3(第8条関係)

## 臨時消防防災組織編成表

臨時消防防災組織本部長		
班編制	要員差し出し班	任務内容
指揮総括班	総務班 実施本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災等情報分析、被害予測</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部(各班)との連絡調整</li> <li>○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整</li> <li>○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集</li> <li>○ 仮設物等設備の被災状況に関する情報収集</li> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
応急対策・ 避難誘導班	行幸啓・お成り班 救護・衛生班 会場管理班 実施本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の初期消火等</li> <li>○ 負傷者の救出・救護</li> <li>○ 被害拡大防止</li> <li>○ 現場における来場者等の雑踏整理</li> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所への誘導</li> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安全管理</li> <li>○ 負傷者の救急・救護</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
交通班	輸送・交通班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援業務</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>	

別表第3（第14条関係）

避難場所

避難区域	避難対象区分	避難場所
六戸町 総合運動公園	野球場および周辺	多目的広場

## 予防管理・点検・措置結果報告書

実施日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
実施者 (報告者)	班 係	氏 名	報告時間
			時 分
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況 <input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難誘導灯および通路誘導灯の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況および異常の有無並びに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無並びに周辺における可燃性の物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無		
	【異常箇所・状況】		
	【措置内容】		
警備・消防 本部に おける 対応等	報告受理時間	時 分	報告受理者
	消防防災関係機関への通報	有 ・ 無	通 報 先
	【現場における措置等】		
【警備・消防本部の措置等】			

※ 緊急処理事案等の発生および認知時においては、警備・消防本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。



## 火災等発生状況報告書

認知日時	年 月 日( ) 時 分
認知状況等	【認知状況】 現認・認知(口頭・有線・無線) 【通報者等人定事項】 ※住所、氏名、年齢、連絡先(電話番号)を最低限記載(聴取)
火災等の概要	
発生日時	年 月 日( ) 時 分頃
発生場所	
被害種別	火災・その他( )
被害状況	
[二次災害の有無]	
負傷者等 (人定別紙)	・負傷者(有・無)名(男性 人・女性 人) ・負傷程度
被害物品等	・被害物品(有・無) ・被害程度・範囲
備考	
措置	・負傷者の搬送= 有・無 搬送先病院名等を記載: ・消防防災関係機関への連絡= 有・無 警察、消防、自衛消防組織、医療機関等を記載: ・出動人員 名〔内訳 実施本部員 名、自衛消防組織 名、消防人員 名〕 ・消防車 台 ・放水の有無 ・その他
	現場臨場者 (役職・氏名) 他 名
報告年月日 報告者	年 月 日( ) 班 係 氏名

※ 負傷者の人定事項については、備考欄又は別紙(様式自由)に記載添付する。